（人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部改正）

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［略］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良県の内 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、高市郡、北葛城郡
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良県の内 桜井市、宇陀市、宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村
［略］		

改正前	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［同上］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良地方法務局葛城支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良地方法務局桜井支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部改正）

第五条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［略］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良地方法務局葛城支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
中和人権擁護委員協議会	橿原市	奈良地方法務局中和支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
［略］		

改正前	
別表第一（第一条関係）	
名称	位置	組織の区域
［同上］		
葛城人権擁護委員協議会	大和高田市	奈良県の内 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、高市郡、北葛城郡
桜井宇陀人権擁護委員協議会	桜井市	奈良県の内 桜井市、宇陀市、宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。